



広島県報

号 外
第 16 号発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
発行部 2,700円
購読

目 次

警察本部公告

一般競争入札

警察本部公告

広島県警察本部公告第10号

次のおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

平成18年2月7日

広島県警察本部長 片岡 義篤

1 調達内容

(1) 調達件名

広島県警察本部別館基町庁舎西館清掃業務委託

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年3月14日から平成19年3月31日まで

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

広島市中区基町1番4号

広島県警察本部別館基町庁舎西館

(5) 入札方法

上記①の件名で総面を入札に付す。

(6) 入札書の記入方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 平成15年広島県告示第1382号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め）、平成16年広島県告示第61号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等の定め）、平成16年広島県告示第1338号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等の定め）又は平成17年広島県告示第1159号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等の定め）により資格を認定され、「建築物における清掃業務」を希望業種としてしている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札参加条件

(1) 広島県の実定各競争入札等に係る指名除外要領等に基づく指名除外を本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても受けていない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が、有資格者である個人又は法人の代表権を有している者でないこと。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 交付場所

〒730 - 0011 広島市中区基町 1 番 4 号
 広島県警察本部警務部留置管理課庶務係
 電話 (082) 228 - 0110 (内線2362)

上記の場所で直接受け取るか、又は郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書の送付 (以下「郵送等」という。) により請求すること。ただし、郵送等による請求の場合は、返信用封筒及び切手又はこれに類する証票を同封すること。

(2) 交付期間

平成18年2月7日 (火) から平成18年2月24日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで

5 開札の日時等

(1) 日時

平成18年2月27日 (月) 午前9時30分

(2) 場所

広島県警察本部別館基町庁舎B棟2階 第1会議室

(3) 入札書の提出方法

上記(1)の日時に、(2)の場所へ持参すること。

6 問い合わせ先

上記4(1)の場所

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除

(3) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札参加条件を満たさない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者と決定する最低価格落札方式とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約の解除

この入札による契約は、平成18年度の当該契約に係る減入減出予算の減額又は削除があつた場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。